

## 旧大嶺学校給食共同調理場ほか備品販売会開催要領

廃止した大嶺学校給食共同調理場、厚保学校給食共同調理場及び麦川学校給食共同調理場にあった施設備品で、不用となった物品を価値のある資産として循環させるため、備品販売会を開催します。

### I 購入者の資格

備品販売会において不用物品を購入できるのは、市内に居住若しくは勤務する個人又は市内の法人（公共的団体を含む。）とします。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、購入することができません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない場合
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員等と密接な関係を有する場合
- (3) 売払物品を公序良俗に反する目的に使用しようとする場合
- (4) 前各号のいずれかに該当する事実があった場合の代理人又は委託等を受けた場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めた場合

### II 開催日時等

#### 1 日時・会場

- (1) 日時 令和8年7月26日（日）午前10時～正午、午後1時30分～午後4時  
（最終入場は、午後3時30分まで）
- (2) 会場 美祢市民会館（美祢市大嶺町東分326番地1）  
旧大嶺学校給食共同調理場（美祢市大嶺町東分1854番地1）

#### 2 注意事項

- (1) 受付時又は支払い時に本人確認を行いますので、運転免許証や健康保険証等の公的機関が発行した身分証明書を持参してください。市内法人の方は、その所在が分かるもの（名刺等）をお持ちください。
- (2) 購入した物品を持ち帰るためのエコバックを持参してください。
- (3) 旧大嶺学校給食共同調理場会場にはお手洗いはありませんので、事前に済ませてご来場ください。
- (4) 職員による物品の説明はありません。各自で確認してください。
- (5) 備品販売会へ来場するための事前の申込みはいりません。また、入場料は必要ありません。
- (6) 開催時間内であっても、物品が売り切れた場合はその時点で終了します。

### Ⅲ 備品販売会

#### 1 自由入場制による販売

7月26日（日）午前10時～正午、午後1時30分～午後4時

- (1) 受付から購入まで1時間を限度とする、自由入場制とします。
- (2) 購入制限はありませんが、混雑が予想される時間帯は入場を制限する場合があります。

#### 【購入の仕方】

- ・受付にある「受付票」及び「売約済票」をそれぞれお持ちいただき、「受付票」に住所、氏名、連絡先を記入し精算所でお支払いください。

#### 2 販売物品

備品販売会で販売する主な物品は、別紙リストのとおりです。

なお、市の施設で不用となった物品を販売するため、リストに掲載していない物品を販売する場合があります。

#### 3 購入方法

会場において物品を確認され、購入希望の物品がある場合は、「受付票」に住所、氏名、連絡先を記入し、各物品設定の販売価格を確認の上、会場内の精算所で現金にて代金をお支払いください。

代金の後納や現金以外（クレジットカードやキャッシュレス決済など）でのお支払いはできません。

また、持ち歩けない大型備品の場合は、購入希望の物品に、氏名を記入した「売約済票」を貼り付けた上で、「受付票」に住所、氏名、連絡先、購入品目、金額を記入し、精算所で代金をお支払いください。

なお、現品のみの販売のため、既に「売約済票」が貼ってある物品は購入できません。

#### 4 売払物品に係る注意事項

- (1) 物品は、現状有姿での引渡しとなります。必ず、現地にて現物を確認の上、購入してください。
- (2) 物品の動作確認は行っていませんので、電気製品等についてはジャンク品扱いとします。
- (3) 物品のクリーニングは行っていません。
- (4) 備品販売会の販売物品は、差押物品ではありません。
- (5) 物品の取扱説明書はありません。
- (6) 物品には、使用の経年劣化による破損箇所やキズ、汚れなどがあります。
- (7) 物品の部品が欠損している場合があります。
- (8) 物品の搬出作業中に破損した場合、また、購入後の不調や故障、隠れた瑕疵等

についての返金及び補償、物品の返品等は一切受け付けません。

- (9) 固定された物品の取外しや会場からの運搬等の一切の費用及び手続は、購入者の負担となります。また、取外しに必要な工具や運搬に必要な梱包材・台車等も購入者で用意してください。
- (10) 購入後の物品の返品や交換はできません。
- (11) 購入した物品は、購入当日に搬出してください。ただし、旧大嶺学校給食共同調理場の大型備品について、当日搬出が困難と判断された場合は、8月10日(月)までに搬出してください。

#### **IV 問い合わせ先**

---

〒759-2211

山口県美祢市大嶺町北分 976 番地

美祢市教育委員会事務局 教育総務課 美祢市学校給食センター

TEL 0837-52-0133

FAX 0837-54-2028

Mail [kyuusyoku@city.mine.lg.jp](mailto:kyuusyoku@city.mine.lg.jp)